

福利をもつために福利能力は必要か  
Well-Being Without Capacity?

本間哲

**Abstract**

This paper examines the plausibility of the Capacity Requirement. According to this requirement, an individual has a well-being level only if it has the capacity for receiving well-being components. In recent literature regarding the badness of death, this requirement has been endorsed as a rationale for supporting or criticizing certain views (sec. 2). However, the acceptance of this requirement faces several problems (secs. 3.1–3.2). Additionally, it is possible to respond to criticisms towards the rejection of this requirement (sec. 3.3). This paper concludes that the Capacity Requirement is not plausible.

**(1) 研究テーマ**

本稿は、福利の帰属可能性にとって福利能力が必要である、という主張（以下、能力要件）の妥当性を検討するものである。

**(2) 研究の背景・先行研究**

本節では、能力要件の内容と、そのもっともらしさを検討する意義について確認する。まず、能力要件とは、以下のように定式化できる主張である<sup>[1]</sup>。

【能力要件】ある世界と時点 $\langle w, t \rangle$ において、ある個体  $S$  に福利が帰属可能であるのは、 $\langle w, t \rangle$ における  $S$  が福利能力をもつ場合のみである。

この定式化について、二つのことを確認しておく。第一に、「 $\langle w, t \rangle$ において  $S$  に福利が帰属可能」というのは、 $\langle w, t \rangle$ における  $S$  の福利が正か負かゼロの値をとる、ということである。逆に、「福利が帰属不可能」というのは、 $S$  の福利が値をとることさえなく無規定(undefined)だ、ということである（以下、福利の値のことを福利レベルとも呼ぶ）。第二に、「福利能力」とは、正しい福利理論における福利の構成要素を享受する能力のことである。例えば、快樂説が正しいのであれば快樂と苦痛を経験する能力が、欲求充足説が正しいのであれば欲求を抱く能力が、福利能力だということになる。

以上で確認した能力要件は、死の悪さをめぐる近年の議論において、特定

の見解を擁護・批判するための論拠として用いられている。例えば、胎児の死の悪さを否定する見解のうち、Ben Bradley (2019) の見解や、Karl Ekendahl と Jens Johansson (2022) の見解は、能力要件によって支えられている。まず、これらの見解においては、ある個体の死が悪いためには、その個体には福利が帰属可能でなければならない。そして、能力要件より、その個体は福利能力を持っていないなければならない。しかし、胎児は快苦を経験したり欲求を抱いたりする能力を欠いているため、その死は悪くないと判定される。つまり、これらの見解においては、能力要件を肯定することによってこそ、胎児の死が悪くないという結論が導かれるのである。

また、死が悪い時点に関する議論のなかにも、能力要件に訴えるものがある。例えば、死が悪いのは死後の時点においてであると主張する死後説に対しては、能力要件に訴えた批判が向けられている (Luper 2009a: 132–133; 2009b)。まず、死後説は、死後の時点における死んだ個体の福利レベルはゼロである、という前提に基づいている (Bradley 2009: 90, 98)。しかし、能力要件が正しいのであれば、この前提は誤っている。というのも、死んだ個体は福利能力を持っていないため、その福利レベルは無規定だからである。つまり、この批判においては、能力要件を肯定することによってこそ、死後説の前提が論駁されているのである。

以上で確認したように、能力要件は、死の悪さをめぐりいくつかの議論において鍵となる主張である。そしてそれゆえに、能力要件それ自体のもっともらしさを検討することが重要なのである。

### (3) 筆者の主張

私の考えでは、能力要件は妥当ではない。以下では、まず能力要件を肯定する立場（以下、肯定派）の二つの問題について論じる (secs. 3.1–3.2)。その際、ありうる応答を検討して反論を提示する。次に、能力要件を否定する立場（以下、否定派）への批判を確認して、これに応答する (sec. 3.3)。

#### (3.1) 肯定派の第一の問題：福利の比較可能性

はじめに、肯定派が抱える第一の問題として、福利の比較可能性に関する問題を確認する。そのために、Bradley によって提示された Marsha と Greg という二人の人物の例を考えよう<sup>[2]</sup>。なお、以下では説明の簡便さのために快樂説が正しいと仮定して議論を進める。

一方で Marsha は、生まれた時から快苦を経験する能力を欠いたまま生きている。他方で Greg は、この能力を持って生まれたものの、たまたま快苦

を経験せずに生きている。ここで肯定派によれば、Marsha は福利能力を欠くためその福利レベルは無規定であるが、Greg は福利能力を持っているためその福利レベルはゼロである。そのため、肯定派においては、ある時点における二人の福利を比較することは不可能だ、ということになる。しかし、この結論は反直観的である。むしろ、「Marsha と Greg の幸せの度合いは同程度である」という福利の同時点比較に関する判断は、適切に思われる。

次に、Greg の事情が変化し、時点  $t_1$  以降は少しの苦痛と多くの快樂を経験するようになったとする。さらに、そのまた後の時点  $t_2$  において、こんどは快苦を経験する能力自体を失ってしまったとする。肯定派によれば、 $t_1$  から  $t_2$  までの Greg には福利能力があるためその福利レベルは正であるが、 $t_2$  以降の Greg には福利能力がないためその福利レベルは無規定である。よって、肯定派においては、 $t_1$  から  $t_2$  までの Greg の福利と  $t_2$  以降のそれを比較することは不可能だ、ということになる。しかし、この結論も反直観的である。というのも、 $t_2$  以降においてなされる「以前の Greg の方が幸せだった」という福利の異時点比較に関する判断は、適切に思われるからである。

以上の指摘に対する肯定派の応答としては、次の二つのものが考えられる<sup>[3]</sup>。第一に、肯定派は、能力についての特定の理解を採用すれば直観的な結論を導くことができる、と応答するだろう。この応答によれば、同時点比較の例において Marsha だけでなく Greg も福利能力を欠いていると判定できるような能力理解がありうる。つまり、Greg のように快苦を一切経験していない人は、そもそも快苦を経験する能力を持っていない、というわけである。そしてそれゆえに、Marsha と Greg の福利レベルはどちらも無規定という点で等しい、と結論される。したがって、二人の福利レベルが何らかの意味で等しいという直観を我々が持つとしても、この能力理解と組み合わせるならば、肯定派も直観的な結論を導けるのである。

しかし、この応答は成功していない。まず、この能力理解によって同時点比較の例をうまく扱えるとしても、異時点比較の例についてはうまく扱えていないままである。また、この能力理解それ自体にも問題がある。というのも、この理解においては、例えば一時的に意識がない状態の人のように、たまたまある時点において快苦を経験していないだけの人も、福利能力自体がないと判定されてしまうからである。このような人の福利は無規定であり、よって福利の比較も不可能であるという結論は、肯定派にとってさえ受け入れがたいだろう<sup>[4]</sup>。したがって、第一の応答はうまくいかないのである。

ありうる第二の応答は、能力要件を修正し、福利の帰属時点と福利能力が要求される時点のずれを認める、というものである<sup>[5]</sup>。つまり、ある時点に

おける個体に福利が帰属可能であるために必要なのは、その時点ではなく、どこかの時点で福利能力を持っていることなのだ、という応答である。時点のずれを認めた能力要件であれば、異時点比較の例における Greg について、 $t_1$  において福利能力を持つことから、 $t_2$  以降の福利レベルは無規定ではなくゼロであると判定できる。そしてそれゆえに、肯定派も、Greg の福利の異時点比較に関する判断を、適切なものとして扱うことができるのである。

しかし、この応答も成功していない。まず、時点のずれを認めることで異時点比較の例をうまく扱えるとしても、同時点比較の例についてはうまく扱えていないままである。というのも、同時点比較の例における Marsha は、いかなる時点においても福利能力を持っていないからである。さらに言えば、死後説を批判したい肯定派には、なおさらこの応答はできない。というのは、時点のずれを認めるならば、生前の時点において福利能力を持っているということから、死後の時点における個体にもゼロの福利レベルを帰属できてしまうからである。したがって、第二の応答もうまくいかないのである。

### (3.2) 肯定派の第二の問題：選好の合理性

次に、肯定派の第二の問題として、選好の合理性に関する問題について確認する。そのために、Bradley (2009: 108–109) による次の例を考えよう。

Kris が送りうる未来には、 $F_1$  と  $F_2$  の二つがある。一方で、 $F_1$  が現実となった場合には、Kris は直ちに死ぬ。他方で、 $F_2$  が現実となった場合には、Kris は昏睡状態になり、そのまま 10 年経過した後に死ぬ。また、昏睡状態の Kris は、快苦を一切経験しない。この想定のもとでは、 $F_1$  と  $F_2$  の間で無差別 (indifferent) であることが、Kris の自己利益の観点において合理的だろう。というのも、 $F_1$  と  $F_2$  は快苦の経験が欠如している点で等しいため、各未来における Kris の福利レベルは等しいように思われるからである。

しかし、肯定派は、Kris が  $F_1$  と  $F_2$  に対して無差別であることの合理性を説明することができない。一方で、 $F_1$  における Kris は死んでいて福利能力を持たないため、その福利レベルは無規定である。他方で、 $F_2$  における Kris は福利能力を持っているため、その福利レベルはゼロである。そして、 $F_1$  における福利レベルが無規定である限り、これを  $F_2$  におけるゼロの福利レベルと比較することはできない。したがって、肯定派は、この例における無差別の合理性を説明できない、という問題を抱えるのである<sup>[6]</sup>。

以上の指摘に対する肯定派の応答としては、Steven Luper (2009b) の主張するような価値の担い手の区別に訴えた応答があるだろう。この応答によれば、個体が担う〈福利レベル〉と、事態が担う〈個体にとっての価値〉を区

別するならば、 $F_1$ における Kris の福利レベルは無規定だが  $F_2$ におけるそれはゼロである、という肯定派の結論を維持しつつ、無差別の合理性を説明することができる。一方で  $F_2$ については、Kris は福利能力を持っているため、Kris が担う福利レベルも、 $F_2$ で成立している事態が担う Kris にとっての価値もゼロである。他方で  $F_1$ については、Kris が担う福利レベルは無規定だとしても、 $F_1$ で成立している事態が担う Kris にとっての価値はゼロである。というのも、 $F_1$ においては、Kris は死んでいるため存在しておらず、福利能力がないのでその福利レベルは無規定だが、Kris が存在しないという事態は存在しているため、この事態が担う Kris にとっての価値はゼロだ、と認められるからである。そのため、肯定派は、各未来における事態が担う Kris にとっての価値が等しくゼロであるということから、 $F_1$ と  $F_2$ に対する無差別の合理性を説明することができる。つまり、選好の合理性を説明するのは、個体が担う福利レベルではなく、事態が担う個体にとっての価値なのである。

しかし、この応答は成功していない。まず、事態が個体にとっての価値を担うためには、事態と個体の間において〈にとって価値がある関係〉(value-for relation) が成立していなければならない。だが、そもそも肯定派とは、まさにこの関係の成立のために福利能力が必要だとする立場である。というのも、福利と個体にとっての価値というのは、一方が他方によって分析されるような概念だからである (cf. Feit 2016: 153–154; Lin 2022: 2–3, 7–8)。それゆえ、 $F_1$ の Kris に福利能力がないということからして、 $F_1$ で成立する事態と Kris の間にこの関係の成立を認めることは肯定派にはできない。つまり、肯定派は、Kris が担う福利レベルは無規定であると主張する限り、事態が担う Kris にとっての価値も無規定だと主張せざるをえないのである<sup>[7]</sup>。

さらに言えば、死後説を批判したい肯定派や、胎児の死の悪さを否定したい肯定派には、なおさらこの応答はできない。というのも、死者や胎児が担う福利レベルは無規定だが、事態が担う死者や胎児にとっての価値はゼロである、と肯定派が主張するならば、死後説の擁護者や胎児の死の悪さを肯定する論者は、事態が担う価値のほうに訴えたバージョンの自説を展開するだろうからである<sup>[8]</sup>。そして、価値の担い手の区別に訴えた応答をする限りにおいて、肯定派はこのバージョンの各説を批判することができないのである。

以上で、肯定派の二つの問題を確認した。また、ありうる応答に対して反論を提示した。しかし、否定派もまた批判されている。そのため次節では、否定派が抱えるとされる一つの問題について確認し、これに応答する。

### (3.3) 否定派の問題：福利が帰属可能／不可能な個体の線引き

否定派が抱えるとされる問題は、福利が帰属可能／不可能な個体の線引きに関する問題である (Ekendahl 2023: 4–5, 14; Ekendahl & Johansson 2022: 159; Luper 2018: 176–177)。肯定派によれば、健康な大人の人間のように明らかに福利が帰属可能な個体が存在する一方で、靴や椅子のように明らかに福利が帰属不可能な個体も存在するように思われる。しかし、この線引きは何によって説明されるのだろうか。肯定派いわく、能力要件こそが、この線引きについての最も良い説明を与えるものである。他方で、否定派においては、靴や椅子にさえゼロの福利レベルが帰属されてしまう。つまり、否定派は、線引きについての説明を与えられない、という問題を抱えるのである。

以上の批判に対しては、次の二つの応答が可能である。第一に、線引きの必要性を否定する、という応答がありうる。実際、否定派である Bradley (2009: 104 fn. 58) や Neil Feit (2016: 145, 160) は、靴や椅子のような個体にさえゼロの福利レベルを認めてもよいという考えを示唆している<sup>[9]</sup>。

第二に、仮に線引きが必要だったとしても、能力要件よりも優れた説明を与える別の要件が存在している、という応答が可能である。実際、Bradley は、次のように定式化できる要件を提案している<sup>[10]</sup>。

【形而上学的可能性要件】ある世界と時点 $\langle w, t \rangle$ において、ある個体  $S$  に福利が帰属可能であるのは、 $S$  が福利の構成要素を享受するような可能世界と時点 $\langle w^*, t^* \rangle$ が存在する場合のみである。

この形而上学的可能性要件においては、快苦を経験している可能世界と時点が一つでもあるならば、現実世界においてそのような時点がないとしても、個体には福利が帰属可能である。そして、形而上学的可能性要件は、線引きについての適切な説明を与えることができている。というのも、ある靴や椅子が快苦を経験しているような可能世界と時点が存在しないということから、その靴や椅子には福利が帰属不可能だということが説明されるからである。

さらに、形而上学的可能性要件には、優れている点がある。それは、第 3.1 節において確認した福利の比較可能性に関する問題を回避できる、という点である<sup>[11]</sup>。再び確認すれば、能力要件のもとでは、生まれた時から福利能力を欠いている Marsha や福利能力を失った Greg の福利レベルは無規定だと判定されるため、肯定派は福利の比較可能性に関して問題を抱えるのであった。対して、形而上学的可能性要件であれば、これらの例における Marsha と Greg にゼロの福利レベルを認めることができる。というのは、Marsha も Greg も、現実世界の当該時点においては快苦を経験していないとしても、快苦を経験している可能世界と時点は存在しているからである。このように、

福利の比較可能性に関する問題を抱えないという点で、形而上学的可能性要件は優れている。したがって、線引きの必要性を認めただけで形而上学的可能性要件を擁護する、という応答も、否定派には可能なのである。

#### (4) 今後の展望

第3節では、まず肯定派の抱える問題として、福利の比較可能性に関する問題と選好の合理性に関する問題について指摘した。また、ありうる応答に反論を提示した。さらに、否定派が抱えるとされる問題として線引きの問題を確認し、これに対して応答を提示した。以上の検討から導かれる本稿の結論は、能力要件は妥当ではない、というものである。

しかし、本稿の議論には十分ではない点が二つある。第一に、Greg と Marsha の例や Kris の例を用いた議論において依拠している直観に、疑義が呈されうるという点である。第二に、ありうる応答への反論のなかに、死後説の批判や胎児の死の悪さの否定といった、特定のモチベーションを持った肯定派を想定した議論があるという点である。そのため、否定派を十全に擁護するためには、これらの点を克服したさらなる議論を展開する必要がある。

#### 注

[1] Bradley (2019: 140), Ekendahl (2023: 4), Ekendahl & Johansson (2022: 159), Herstein (2013: 141–143), Luper (2009a: 132–133), (2018: 176–177).

[2] Bradley (2009: 103–104) に基づくが変更を加えている。

[3] Marsha の福利レベルは無規定で Greg のそれはゼロであると認めてしまうという応答もある (Ekendahl & Johansson 2022: 161; Luper 2018: 177)。

[4] 議論の文脈は異なるが、肯定派の Ekendahl (2023: 5 fn.16) は、このような結論が受け入れがたいと認めている。

[5] 時点のずれを認める応答の可能性については、Lin (2020: 883) と Takahashi (ms) の議論から示唆を得た。ただし、Lin と Takahashi が論じているのは意識能力についてである。

[6] なお、快樂説が正しくない場合には、以上の指摘はうまくいかないかもしれない。というのも、例えば生きてることそれ自体や福利能力の保持をリストに含める客観的リスト説が正しい場合には、 $F_2$  における Kris の福利レベルが正になるからである。この点について指摘してくれた池田開、神崎祥輝、佐藤巧真、下道亮成、竹下昌志の各氏に感謝する。

[7] これは、Luper (2018: 179) 自身も後の論稿で示唆している点である。

[8] なお、死後説を擁護する Bradley (2009: 89–91) は事態の担う価値に着目しており、この点は Luper (2009a: 131; 2009b) も適切に理解している。

[9] とはいえ、線引きの必要性を否定する場合には、Johansson (2012: 265) や Luper (2018: 177) の指摘する問題に応答する必要がある。

[10] Bradley (2009: 104) に基づく。この第二の応答を支持する論者として吉沢 (2015: 11, 13) がいる。

[11] 同様に、第 3.2 節で確認した選好の合理性に関する問題も回避される。

## (5) 参考文献

- Bradley, B. 2009. *Well-Being and Death*. Oxford University Press.
- Bradley, B. 2019. “A Gradualist View about the Badness of Death.” In E. Gamlund, & C. T. Solberg, eds. *Saving People from the Harm of Death*, 134–145, Oxford University Press.
- Ekendahl, K. 2023. “Death, Badness, and Well-Being at a Time.” *Journal of Value Inquiry*, 1–18.
- Ekendahl, K. & Johansson, J. 2022. “Does Abortion Harm the Fetus?” *Utilitas*, 34 (2): 154–166.
- Feit, N. 2016. “Comparative Harm, Creation and Death.” *Utilitas*, 28 (2): 136–163.
- Herstein, O. J. 2013. “Why ‘Nonexistent People’ Do Not Have Zero Wellbeing but No Wellbeing at All.” *Journal of Applied Philosophy*, 30 (2): 136–145.
- Johansson, J. 2012. “The Timing Problem.” In B. Bradley, F. Feldman, & J. Johansson, eds. *The Oxford Handbook of Philosophy of Death*, 255–273, Oxford University Press.
- Lin, E. 2020. “The Experience Requirement on Well-Being.” *Philosophical Studies*, 178 (3): 867–886.
- Lin, E. 2022. “Well-Being, Part 1: The Concept of Well-Being.” *Philosophy Compass*, 17 (2): e12813.
- Luper, S. 2009a. *The Philosophy of Death*. Cambridge University Press.
- Luper, S. 2009b. “Review of Ben Bradley, *Well-Being and Death*.” *Notre Dame Philosophical Reviews*.
- Luper, S. 2018. “Never existing.” *Mortality*, 23: 173–183.
- Takahashi, R. manuscript. “Groups Well-Being and the Consciousness Requirement.”



吉沢文武. 2015. 「死と生の形而上学——存在と非存在をめぐる二つの直観について」 千葉大学大学院人文社会科学部研究科博士論文.

(一橋大学)